

Ⅱ 生徒課

1 部 活 動

生徒の人間力を高めるため、部活動を設置しています（令和8年4月現在）。

運 動 部	陸上・ハンドボール（男子）・ハンドボール（女子）・男子バスケットボール・女子バスケットボール・男子テニス・女子テニス・卓球・水泳・サッカー・男子バレーボール・女子バレーボール・剣道・女子ソフトボール・野球・弓道
文 化 部	吹奏楽・美術・書道・写真・放送・マイコン・自然科学・将棋囲碁・家庭・音楽研究・茶道

- （１）部活動は自由加入とする。
- （２）部構成人数は１・２年生で１０名以上を原則とする。

2 生徒心得

『生徒心得とは』（自主自律の精神を身につけよう！）

本校では、学力のみならず人間力を育てることを目標の一つとしています。社会に寄与する人間となるためには、規範意識を身につけ、場面に応じて適切に判断・行動できるということは必須です。また、高校生活を、明るく秩序あるものとするためにも、集団のルールというものは不可欠です。ここに示す決まりは最低限のルールであり、違反した者は特別指導の対象となり得ます。高校生としての本分を守り、目的に邁進してください。

（１）通 学

交通ルールを遵守し、安全な通学を心がけ、時間に余裕を持って行動すること。

① バス通学について（遠鉄バス、所要時間 15 分～20 分）

スクールバス（7:30～7:45 の間に数台）もしくは、系統番号 16 番、蒲・小沢渡線（法枝町経由）が浜松駅前バスターミナル 4 番ポールから運行されます。

② 自動車による送迎について

学校周辺に交通渋滞を発生させることによる事故発生の危険と、他の一般車両への迷惑回避のため、**自動車による生徒の送迎は以下に該当する場合を除き、原則として禁止しています。**

- ・怪我等の身体的理由
- ・公共交通機関の運行停止等
- ・その他の事情で自力での登校が困難な場合

送迎の際は P 8 の図に従って通行し、指定場所で乗降してください。

なお、怪我等**校内への乗り入れ許可証**が必要な場合は担任に申し出てください。

③ 自転車通学について

- ア 交通ルールを守り、学校の定めた通学路を通る。
- イ 自転車通学者は「自転車通学許可願」及び裏面の「自転車の点検整備カード」を提出して許可を受け、後方からの被視認性の高い場所に学校のステッカーを貼る。TSマーク（一年 毎更新）貼付のない自転車は通学用として許可しない。（許可を受けた自転車が修理・紛失等で使用できない際は、担任・交通担当に申し出をして代車ステッカーをつけた自転車を使用すること。）
- ウ ドロップハンドル、イーグルハンドル等の危険なハンドルは禁止する。
- エ 雨天の時はカッパを着用し、傘さし運転は絶対しない（自転車に傘を挟むことも禁止する）。
- オ 携帯電話や音楽機器等のイヤホンやヘッドホンをして運転しない。
- カ 自転車に関する保険には、必ず加入しておくこと（総合保険等も可）。
- キ 駐輪場が狭いので両足スタンドを推奨する（ハブステップの装着は厳禁）。
- ク 特に登校時は時間に余裕を持って登校し、一時不停止・信号無視・並進・右側走行・歩道走行等の違反走行は絶対しないこと。（事故の事例や地域の方々からの苦情が多数あります。）
- ケ 自転車指導カードを交付された際は、指導カード持参で担任に申し出ること。
- コ 歩行者や他の交通手段（自動車等）とは、お互いに譲り合う精神を持つこと。
- サ 交通量が多く危険なため、掛舞線、田尻橋～虚空蔵寺（新橋東バス停）間と田尻橋～ポリテク北東の民家の間の狭い道は通行禁止。
- シ ヘルメットを着用すること。（※全世代のヘルメット着用が努力義務化されています。）

※上記の事が守れない者は、自転車通学を一時停止してもらうこともあります。



区間は通行禁止

(2) 服装・身だしなみ・所持品

※以下の規定は、制服のデザインを損なわないことを考え作成されている。

① ジャケットおよび指定ベスト・セーターについて（ベスト・セーターは希望購入品）

- ・校内平常時は、個人の判断でジャケットを着用する。
- ・登下校時のジャケット着用は、気温や気候を踏まえ個人の判断とする。
- ・集会・式典または学校からの指示があるときは、全員がジャケットを着用する。
- ・指定のベストおよびセーター以外の着用は認めない。
- ・指定のベストおよびセーターでの登下校は可能とする。

② スラックス・スカートについて

- ・個人の判断でどちらを着用してもかまわない。
- ・スラックスは、腰ではなくサイズを測る際のウエストで着用する。
- ・スカートは膝頭にかかる長さで着用する。



③ ネクタイ・リボンについて

- ・平常時の着用は、個人の判断とする。
- ・集会・式典など、学校からの指示があるときは、全員が着用する。

④ ボタンについて

- ・ボタンダウンシャツの襟先のボタンは常に留めること。

⑤ ポロシャツについて（希望購入品）

- ・ポロシャツの裾は、スラックスおよびスカートの中に入れなくてもよい。
- ・ポロシャツは一番下のボタンは必ず留めること。

⑥ 靴下・タイツについて

- ・長さは、踝以上とする。
- ・ルーズソックスは禁止とする。
- ・色は、白または黒、紺とする。
- ・柄は、無地またはワンポイントとする。
- ・防寒用のタイツは黒または紺とする。なお、防寒対策のためソックスとタイツを組み合わせる場合も上記と同様とする。

⑦ 防寒着について

- ・防寒着は、学生服・ジャケットを着用した上に着ること。防寒用のコート類は華美でない無地のもので登下校にふさわしいものとする。ただし、部活動で統一されている物は可とする。
- ・防寒用のマフラー類は、特異な形状や派手な色柄ものは使用しないこと。

⑧ 靴について

- ・靴は黒または茶系の短靴または運動靴とする。（ブーツやかかとの高い靴は不可）

身だしなみ

- ① 清潔感のある頭髪が望ましい。パーマ、染色、左右非対称のような特異な髪形であったりする場合は、改善の指導を行うこともある。前髪は目が隠れないこと、横髪は耳が隠れないこと、後ろ髪は襟にかからないことが望ましい。
- ② 髪を結ぶ場合はヘアゴムで結ぶこと。シュシュを使用する場合はヘアゴムで結んだ上からつけること。どちらも色は、黒、紺または茶のみとする。
- ③ ヘアクリップは禁止とする。
- ④ 爪は清潔に短く整える（ケガ防止の観点も含む）。
- ⑤ 化粧に類することは一切しないこと（色付きリップ、眉毛加工、マニキュア、ペディキュアも含む）。
- ⑥ 装飾品は身に付けないこと。スポーツネックレス等は部活動顧問の指導であれば可とする。ただし、人に見せるような着用はしないこと。

所持品

- ① 多額の現金（現金の代わりとなるカード等を含む）や貴重品は持ってこないこと。やむを得ず持ってきた場合は、朝SHR時に担任へ預けること。部活動時は、部室等施錠ができる場所や顧問に預けること。
- ② 金品の貸し借りは絶対に行わないこと（他人に奢ることも含む）。
- ③ 玩具、遊具、漫画等不要な物を持ち込まないこと。
- ④ 携帯電話（スマートフォンやタブレット等）の使用は、校内の風紀を守る観点から原則禁止とし、電源を切りカバンの中に入れておくこと。ただし、授業や部活動で使用するときは教職員の指示に従い使用すること。違反のあった場合は、預かり指導等をすることもある。

※授業で使用する端末は、これに該当しない。

- ⑤ その他生活に関する事項については、教職員の指示に従うこと。

(3) 校外生活について

- ① 外出時には身分証明書を携行し、外出先、帰宅時間を必ず告げて行く。
- ② 夜間外出時間は深夜にならないこと。(夜 11 時以降は条例により禁止されており、本校の指導対象でもある。)
- ③ 外泊時のトラブルを予防するため、保護者等に無断で外泊しないこと。
- ④ 市町村の祭典に参加する場合は、市町村の許可を受けること。
浜松祭りについては、西遠地区生徒指導連絡協議会および高校生浜松祭り参加協議会の取り決めに従って手続きをし、参加許可を得ること。
- ⑤ 学校には休日であっても、私服を着てこないこと。
- ⑥ ふさわしくない場所には出入りしないこと。(以下参照)

パチンコ店・オートレース場・競艇場・R 指定の映画館・好ましくない飲食店・好ましくない遊戯場、等

- ⑦ 飲酒、喫煙および薬物(危険ドラッグ含む)などの違法なものの所持・使用は固く禁止する。
- ⑧ アルバイトは原則禁止(3 年生は卒業式以降は可)。
ただし、特別な経済的事実がある場合については審議を行い、許可することもある。その際、学業優先の観点から土・日のみとし、時間帯は 8 時～20 時の間とする(テスト一週間前からテスト最終日までは土・日も禁止とする)。
なお、長期休業期間中は期間の半分の日数までとし、時間帯は同様とする。
成績不振の場合は許可できない。また、許可を取り消すこともある。
- ⑨ 運転免許の取得は原則禁止である。また、3 年生の自動車学校への入校は原則卒業式以降とする。
- ⑩ 交通安全対策として、保護者と事前に安全な通学路を選定しておくこと。
交通事故に遭遇した際は、被害・加害のいずれの場合においても、必ず相手と氏名や連絡先を交換すること。また、以下のように通報・連絡・報告をすること。
Ⅰ：警察(ケガ人がいる場合は救急が先)
Ⅱ：保護者
Ⅲ：学校
※警察への連絡に戸惑う場合は、速やかに保護者へ連絡すること。
登校後、事故報告書を記入し担任へ提出すること。
- ⑪ 不審者に遭遇した場合は、以下のように対応できるようにすること。
Ⅰ：自らの身の安全を最優先し、その場から逃げること・近くに店舗や住宅がある場合は、逃げ込み助けを求める。
Ⅱ：自らの安全が確保できた後、速やかに警察と保護者に通報、連絡をする。自ら警察へ通報することが難しい場合は、逃げ込んだ先や近くの人に警察への通報を依頼する。
Ⅲ：相手の特徴(人相・年齢・着ていた服や帽子の色や柄・身長や体重などの体格・髪形・持ち物の色や形など)を可能な限り多く記録しておく。
Ⅳ：目撃状況や被害状況を担任および生徒課職員へ報告する。
※不審者対策として、できる限り一人での登下校を避けること。防犯ブザーの所持や帰宅前に保護者と連絡を取り合うなど、対策を講じることが望ましい。

(4) 届、願の手続きが必要なもの

① 自転車通学

ア 通学許可願：担任 ⇒ 生徒課係

② 校内生活

ア 身分証明証再発行願：担任 ⇒ 学年主任 ⇒ 生徒課長

※再発行は、有料となります。

※この他にも、申し出によっては記入が必要な届や願があります。担任や生徒課職員に確認してください。

※他の分掌でも必要な届や願があります。担任の先生や部活動顧問に確認をしてください。